

平成29年 8月

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

損保ジャパンーTCW・MBSファンド（毎月分配型）（愛称 エムエム）
繰上償還＜予定＞のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「損保ジャパンーTCW・MBSファンド（毎月分配型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託期間中ではございますが、下記の日程にて信託契約を解約し、信託の終了（以下「繰上償還」といいます。）を予定しております。

当ファンドは平成14年9月より運用を開始しましたが、受益権総口数が信託約款で定める口数（10億口）を下回る状態が継続しております。

また、当ファンドの主要投資対象である損保ジャパンーTCW・MBSマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の米国ドル建MBSの運用委託先であるTCW INVESTMENT MANAGEMENT COMPANYからも、マザーファンドの規模が効率的な運用の難しくなる残高に近づいており、運用の辞退を検討する申し入れを受けております。

上記の通り、商品性の維持が困難であることから、平成29年11月2日をもって繰上償還する予定です。

手続き等につきましては、後掲する詳細をご参照ください。
ご異議のある方のみ、後掲する「2. 異議申立て手続き」をご確認のうえ、お手続きください。
なお、今般の繰上償還にご同意いただける場合、特別なお手続きは必要ありません。

何卒、この繰上償還についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、宜しく
お願い申し上げます。

敬具

[本件に関するお問い合わせ先]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 クライアントサービス第二部
電話番号 0120-69-5432（受付時間：平日*の午前9時～午後5時）
※土曜、日曜、祝日、振替休日、国民の休日を除いた日

1. 今後の手続きと日程

内容	日程	詳細
公告日	平成29年8月8日	繰上償還の予定は、日本経済新聞(朝刊)で公告いたします。
異議申立期間	平成29年8月8日 ～ 平成29年9月15日	公告日現在の受益者は、異議申立期間中に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対し、書面により、繰上償還に関する異議を申立てることができます。 ※詳細は後掲する「2. 異議申立て手続き」を参照ください。 なお、繰上償還にご同意いただける場合、特別な お手続きは必要ありません。
繰上償還正式決定日	平成29年9月15日	上記期間に受付けた異議申立口数を集計します。 集計した異議申立口数が・・・ ・ <u>受益権総口数の二分の一を超えない場合</u> 予定通り、繰上償還を行うことを決定します。 ・ <u>受益権総口数の二分の一を超えた場合</u> 繰上償還は行いません。 この場合、繰上償還を行わない旨を速やかに日本経済新聞にて公告し、受益者の皆様へ書面を交付します。
繰上償還日	平成29年11月2日	正式決定した場合、繰上償還いたします。

2. 異議申立て手続き

<繰上償還にご同意いただける場合>
特別なお手続きは必要ありません。

<繰上償還にご異議がある場合>

以下の内容を記入した書面をご用意いただき、異議申立期間中(平成29年8月8日～平成29年9月15日)に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社までご郵送ください。

- ・ **締切日:平成29年9月15日弊社必着** (平成29年9月16日以降の到着分は無効となります。)

(1) ご記入いただく内容

① ファンド名称 (損保ジャパン-TCW・M BSファンド(毎月分配型))	④ 電話番号(日中連絡先)
② 住所	⑤ 平成29年8月8日現在の保有口数 ○○○口
③ 氏名(記名・販売会社のお届け印捺印※)	⑥ 取扱販売会社名、取引店名、口座番号
	⑦ 繰上償還についてご異議がある旨

※ お届け印の登録がない販売会社でご購入の場合、捺印は不要です。

※ 後掲する「(2)ご注意事項」を必ずお読みください。

<送付先> 〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 商品部

(2) ご注意事項

- ・ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一の販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、販売会社または口座ごとの保有口数をご記入ください。
- ・ 書面につきましては、官製はがき、封書等の指定はございません。任意の形態の書面をご自身でご用意いただきますようお願い申し上げます。
- ・ ご記入内容に不備等がある場合には、異議お申立てを受付けできない場合があります。
- ・ 異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。

3. 異議お申立てされた受益者の買取請求手続き

- ※ 異議をお申立てされた受益者が対象となります。
- ※ ただし、繰上償還に異議をお申立てされた受益者が、**必ず買取請求をしなければならないわけではございません。**
- ※ 買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

(1) 買取請求について

繰上償還が決定した場合、異議をお申立てされた受益者は、**買取請求期間中(平成29年9月27日～平成29年10月16日)**に自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して※、投資信託財産による買取請求をすることができます。

- ※ 買取請求は、繰上償還に対し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

(2) お手続きについて

お手続き方法は異議お申立てされた受益者の方に対して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントより別途ご案内させていただきます。

(3) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額※となります。

- ※ 受託銀行で必要書類を受領した日の翌営業日に算出される基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.1%)を控除した額

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。

(4) ご注意事項

- ・ 当該買取事務に関する費用(振込手数料、計算書送付費用等)は**お客様負担として、買取代金から差し引かれます。**
- ・ 上記の手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金のお支払いは、取扱販売会社に対して行う**通常の換金手続きよりも日数を要する可能性があります。**
- ・ 異議申立期間中、買取請求期間中ともに、**繰上償還に異議をお申立てしたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申し込みを受付けます。**

個人情報の取扱いについて

異議お申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報は異議お申立ておよび買取請求に関する事務を処理するために利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

以上